# 大山地域公共施設複合化事業 基本協定書(案)

令和2年10月 富山市 本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市並びに構成員及び協力企業が記名 押印のうえ、市及び構成員の代表企業がそれぞれ1通を保有する。

### 令和3年●月●日

発注者 富山市長 森 雅 志

富山県富山市新桜町7番38号

## 【締結時に構成に併せて更新する】

代表企業·構成員

所在地:●●

名称 : ●●

代表者:●●● 印

構成員

所在地:●●

名称 :●●

代表者:●●● 印

構成員

所在地:●●

名称 :●●

代表者:●●● 印

協力企業

所在地:●●

名称 : ●●

代表者:●●● 印

# 目 次

第1条 (	〔目的〕
第2条 (	当事者の義務)1
第3条 (	事業者の設立)
第4条(	株式の譲渡)
第5条 (	事業契約の締結等)
第6条 (	(業務の委託、請負)
第7条 (	(出資者保証書等)
第8条(	(準備行為)
第9条 (	資金調達)4
第10条	(事業契約不調の場合の処理)
第11条	(有効期間)
第12条	(談合等の不正行為に係る損害の賠償)4
第13条	(秘密保持)5
第14条	(基本協定の変更)5
第15条	(準拠法及び裁判管轄)5
第16条	(その他)
別紙1(第	第3条、第7条関係)6
別紙2(第	第7条関係)8

# 大山地域公共施設複合化事業 基本協定書(案)

大山地域公共施設複合化事業(以下「本事業」という。)に関して、富山市(以下「市」という。)と、 ●●【締結時に応募グループ名を挿入】 の構成員及び協力企業(参加資格審査書類に、それぞれグループの構成員及び協力企業として明記された者をいい、以下「本件優先交渉権者」という。)との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。なお、本基本協定における用語は、別途定義されているもの及び文脈上別異に解釈すべき場合を除き、令和2年10月16日付で公表された「大山地域公共施設複合化事業 募集要項」に定義された意味を有するものとする。

#### 第1条(目的)

本基本協定は、本事業に関し、本件優先交渉権者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と、構成員が設立する本事業における遂行者(以下「事業者」という。)との間で、本事業及びこれに係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、市及び本件優先交渉権者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条(当事者の義務)

市及び本件優先交渉権者は、市と事業者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 本件優先交渉権者は、事業契約締結のための協議において、本事業の公募手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

#### 第3条(事業者の設立)

構成員は、本基本協定締結後、速やかに事業者を会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として設立し、その商業・法人登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出しなければならない。その後、商業・法人登記簿、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。当該株式会社は富山市内に設立し、本事業に係る事業期間(以下「本事業期間」という。)にわたり富山市内を所在地とするものとする。

- 2 構成員は、必ず事業者に出資しなければならない。また、構成員のうち代表企業 (参加資格審査書類に、代表企業として明記された者をいう。以下同じ。)は、本 事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとする。構成員の合計出資比 率は、本事業期間開始時は出資額全体の100%とし、また、本事業期間を通じて出 資額全体の50%を超える状態を維持しなければならない。なお、代表企業が保有す る議決権の割合は、本事業期間を通じて事業者の総株主の議決権のうち最大の割合 とし、構成員が保有する議決権の合計割合は、本事業期間開始時は事業者の総株主 の議決権の100%とし、本事業期間を通じて50%を超える状態を維持しなければな らない。
- 3 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定し

なければならない。

- 4 構成員は、第7条に従い提出される出資者保証書(別紙1)に定めた数量の事業 者の株式の引受を行うものとする。
- 5 構成員は、次条に規定する場合を除き、本事業期間中、事業者の株式の譲渡、担 保権等の設定その他の処分を行うことはできない。
- 6 構成員は、事業者をして本事業以外の事業を行わせず、事業者の定款における目 的において、本事業以外の事業を規定しないものとする。
- 7 事業者の定款の変更を行う場合には、事前に市にその変更内容を通知するものと し、変更後の定款の原本証明付写しを変更後、速やかに市に提出するものとする。

#### 第4条 (株式の譲渡)

構成員は、本事業期間が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の事前の書面による承認を得なければならない。

2 構成員は、前項の規定に基づき市の承認を得て事業者の株式の譲渡、担保権等の 設定、その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結 後、速やかに市に提出しなければならない。

#### 第5条(事業契約の締結等)

構成員は、本基本協定締結後、令和3年5月7日までに、事業者をして、市と 事業者との間において、事業契約の仮契約を締結せしめるものとする。

- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約になるものとする。
- 3 市及び本件優先交渉権者は、募集要項等に合わせ公表する仮契約書(案)及び事業契約約款(案)(以下、あわせて「事業契約書(案)」といい、その後に公表した修正版も含むものとする。)の内容に関し、公募前に確定することができなかった事項を除いては、変更しないものとし、本件優先交渉権者は、事業者をして、変更させないものとする。
- 4 市及び本件優先交渉権者は、事業契約仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市は、事業契約の本契約締結前に、本事業 の公募手続に関し、本件優先交渉権者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事 由が生じたときは、事業者との間で事業契約を締結しないことができる。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、同法第7条の2、第8条の3、 又は第20条の2~6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令 が確定したとき。
  - (3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が

確定したとき。

- (4) 富山市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)第6条に定める暴力団員 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したと き、又はこれらの者に該当するに至ったとき。
- 6 市は、本件優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、第 5 条第 1 項に定める期限までに事業者と事業契約を締結することができない場合(前項に基づき市が事業契約を締結しない場合、及び特段の合理的な理由がないにもかかわらず事業者が事業契約を締結しない場合を含む。)には、事業者に対し違約金を請求することができるものとする。この場合、事業者は連帯して当該違約金を支払う。なお、違約金は、本事業に係る事業契約書(案)別紙5に規定する「サービス購入費の支払方法」における「サービス対価  $A\sim D$ 」から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた額の10分の1に相当する金額とする。
- 7 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 8 事業者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約規則第39条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

#### 第6条(業務の委託、請負)

本件優先交渉権者は、事業者による本事業の実施に関し、事業者をして、(仮称)大山行政サービスセンター(以下「本施設」という。)を統括管理する業務を ●●【締結時に統括管理企業名を挿入】に、設計する業務を ●●【締結時に設計企業名を挿入】に、建設する業務を ●●【締結時に建設企業名を挿入】に、工事監理業務を ●●【締結時に工事監理企業名を挿入する。事業者の構成により更新する】に、本施設に什器・備品等調達・設置する業務を ●●【締結時に什器・備品等調達・設置企業名を挿入】に、維持管理をする業務を ●●【締結時に維持管理企業名を挿入】に、既存施設解体撤去する業務(解体工事に係る工事監理業務を除く)を ●●【締結時に解体企業名を挿入】にそれぞれ委託し、又は請け負わさせるものとする。

- 2 本件優先交渉権者は、事業契約が市と事業者との間で締結された後、速やかに、 前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業者との間において、各業 務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結させる ものとする。また、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等、各業 務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、市に提出するものとする。
- 3 事業者から業務を受託し、又は請け負った本件優先交渉権者は、当該業務を誠実 に実施しなければならない。

#### 第7条(出資者保証書等)

構成員は、事業契約の締結の日において、他の構成員とともに出資者保証書 (別紙1)を市に提出するとともに、自らに係る誓約書(別紙2)を市に提出しな ければならない。

#### 第8条(準備行為)

事業者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に 関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、 必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

2 前項の準備行為の結果は、事業者の設立後、事業者が速やかにこれを引き継ぐも のとする。

#### 第9条(資金調達)

構成員は、事業者が本事業に関して市に提出した事業者提案に従い、事業者への出資、募集、借り入れその他、事業者の資金調達を実現させるものとする。

2 構成員は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業者に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにする資料を、市に直ちに通知し、また、当該金融機関等と事業者とが融資契約及びその他の契約(担保契約を含むが、これに限られない。)を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出しなければならない。

#### 第10条(事業契約不調の場合の処理)

市と事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び本件優先交渉権者はお互いに何らの金員の支払を請求することはできないものとする。また、事業者をして何らの金員の支払いを請求させないものとし、本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとする。

#### 第11条(有効期間)

本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約の すべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとす る。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第10条、本 条、第13条及び第15条の規定は存続するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第10条、本条、第13条及び第15条の規定は存続するものとする。

#### 第12条(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

市は、事業契約締結後に、本事業の公募手続に関し、第 5 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を解除するか否かにかかわらず、事業者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙 5 に規定する「サービス購入費の支払方法」の「サービス対価  $A\sim D$ 」から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る

消費税等相当額を加えた額の10分の2に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。この場合、事業者は連帯して当該違約金を支払う。

- 2 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 事業者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、富山市契約 規則第39条の規定により、事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日ま での日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市 に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

#### 第13条(秘密保持)

市及び本件優先交渉権者は、本基本協定に規定する各事項及び本事業に関して 知った又は知り得た情報について、相手方の書面による同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁 判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する 場合、構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令 に基づき開示する場合は、この限りでない。

#### 第14条(基本協定の変更)

本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

#### 第15条(準拠法及び裁判管轄)

本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に 関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

#### 第16条(その他)

本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に 応じ市及本件優先交渉権者の協議のうえ定めるものとする。 (宛先)

富山市長

#### 出資者保証書

富山市(以下「市」という。)及び ●●【締結時に SPC 名称を挿入】 (以下「事業者」という。)の間において、令和 3年●月●日付けで締結された大山地域公共施設複合化事業に係る事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、株主である ●●、●●及び●●【締結時に企業名を挿入】 (以下「当社ら」という。)は、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1 事業者が、令和3年●月●日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

2

- (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は ●株【締結時に株総数を挿入】であること。
- (2) 本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は ●株【締結時に株数を挿入】は ●●【締結時に株数を挿入】は ●●【締結時に企業名を挿入】が、 ●株【締結時に株数を挿入】は ●●【締結時に企業名を挿入】が、 ●株【締結時に株数を挿入】は ●●【締結時に企業名を挿入】が、 ●株【締結時に株数を挿入】は ●●【締結時に企業名を挿入】がそれぞれ保有すること。
- (3) 本日時点において当社ら以外の者が保有する株式が存在しないこと。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らが保有する議決権の合計割合が全議決権の100%であり、かつ、 ●●【締結時に代表企業名称を挿入】の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当 社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の 維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一

切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、市の事前の書面による承認を得て行うこと。市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡等を行う場合であっても、

● 【 緒結時に代表企業名称を挿入】 の議決権保有割合が株主中最大であり、かつ当社らが保有する事業者に係る議決権の合計割合が事業者に係る全議決権の50%を超える状態を維持すること。

以上

(代表企業・構成員)

所在地: ●● 名称 : ●● 代表者: ●●●

囙

(構成員)

所在地: ●● 名称 : ●●

代表者:●●● 印

(構成員)

所在地: ●● 名称 : ●● 代表者: ●●●

印

(構成員)

所在地:●● 名称 :●●

代表者:●●● 印

(構成員)

所在地:●●

名称 :●●

代表者:●●● 印

令和 年 月 日

(宛先) 富山市長

#### 誓約書

富山市(以下「市」という。)及び ●●【締結時に SPC 名称を挿入】 (以下「事業者」という。)の間において締結される大山地域公共施設複合化事業に係る事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、当社は、市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、 *●株【締結時に株総* 数を挿入】であること。
- 2 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前 の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切 の処分を行わないこと。市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担 保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該 処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約 書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。

以上

(所在地)

名称 : ●● 代表者: ●●●

囙